厚生労働省
山口労働局

Press Release

厚生労働省山口労働局発表 令和７年 11 月 14 日（金）

担当	厚生労働省山口労働局労働基準部 賃金室長　　藤原寿美代 賃金指導官　　村上　出 電　　話　　083-995-0372

報道関係者各位

山口県特定最低賃金（２業種）が改正されます

―　効力発生日は令和７年 12 月 15 日です　―

山口労働局長（鈴木　輝美）は、山口県特定最低賃金（２業種：鉄鋼、輸送）を下表のとおり改正することを決定しました。

なお、山口県特定最低賃金のうち、電気及び百貨店、総合スーパーの２業種については今年度の改正はなく、改正された山口県最低賃金額 1,043 円を下回るため、令和７年 10 月 16 日からは 1,043 円が適用されています。

記

山口県特定最低賃金（４業種）	最低賃金額	引上額	効力発生日
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金	１，１８０円	６４円	令和７年 12 月 15 日
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	１，１４１円	５３円	

以下の特定最低賃金については、令和７年１０月１６日から
山口県最低賃金時間額１，０４３円が適用されています。

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	１，０３２円	―	令和６年 12 月 15 日（令和７年度は改正なし）
山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	１，０００円	―	

○上記山口県特定最低賃金（鉄鋼及び輸送の２業種）において、年齢（18 歳未満、65 歳以上）、技能習得中（雇入れ後６月未満）及び特定の業務（清掃、熟練を要しない業務等）に主として従事している労働者については、山口県特定最低賃金が適用除外され、山口県最低賃金が適用される場合があります。

○すべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）に適用される「山口県最低賃金 時間額１，０４３円」については、既に本年 10 月 16 日から効力発生となっています。

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ☑

山口県の最低賃金

山口県最低賃金

必ずチェック



令和7年10月16日から

時間額 1,043円

山口県最低賃金は、山口県内で働くすべての労働者に適用されます。（常用、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や名称は関係ありません。）

山口県特定最低賃金

令和7年12月15日から

鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業
非鉄金属・同合金圧延業
非鉄金属素形材製造業
⇨ **時間額 1,180円**

輸送用機械器具製造業
⇨ **時間額 1,141円**

令和7年10月16日から

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
（令和6年12月15日発効 1,032円）

百貨店、総合スーパーマーケット
（令和6年12月15日発効 1,000円）

時間額 1,043円

■上記2業種については、令和7年度に改正がありませんでしたので、最低賃金法第6条第1項により、令和7年10月16日から山口県最低賃金が適用されています。

〇次の手当等は最低賃金に算入しません。
①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
②時間外、休日及び深夜労働の割増賃金
③臨時に支払われる賃金
④１か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは、山口労働局賃金室（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署へ

〇下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476
〇宇部労働基準監督署 TEL 0836-31-4500
〇徳山労働基準監督署 TEL 0834-21-1788
〇下松労働基準監督署 TEL 0833-41-1780
〇岩国労働基準監督署 TEL 0827-24-1133
〇山口労働基準監督署 TEL 083-922-1238
〇萩労働基準監督署 TEL 0838-22-0750

山口県特定最低賃金
適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務

特定最低賃金	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	○自動車用ワイヤーハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業 （ただし、**心電計製造業は同左の特定最低賃金の適用**があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
輸送用機械器具製造業	○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業（ただし、**自転車・同部分品製造業**は同左の**特定最低賃金**の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパーマーケット		○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

最低賃金額との比較方法

- 時間給　時間給 ≧ 最低賃金額
- 日給　日給 ／ １日の所定労働時間数 ≧ 最低賃金額
- 月給　月給 ／ １か月の平均所定労働時間数 ≧ 最低賃金額

確かめよう！



１か月の平均所定労働時間数とは

（365（366）日ー年間所定休日日数）× １日所定労働時間 ／ 12か月

※ 賃金が時間給や日給等で組み合わされている場合は、
それぞれを時間額に換算して合計した額 ≧ 最低賃金額